

# ボランティア団体『栃木めっけの会』会則

## (名称)

第1条 本会はボランティア団体『栃木めっけの会』（以下「本会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、被災地支援を継続的に行うことにより、多くの人々と夢と希望を分かち合える活動をし、被災地の復興に寄与することを目的とする。また、各種団体との連携の充実を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、第2条に掲げた目的のために次の事業を行う。

- (1) 被災地支援に関すること。
- (2) 本会活動のPRに関すること。
- (3) 会報等の発刊および配布に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動に関すること。

## (会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者で、会員の推薦を得た者を会員とする。本会への入会・退会は妨げないものとする。

## (役員)

第5条 本会に次の役員をおく。なお、役員数は奇数名とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務長 1名
- (4) 副事務長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 幹事若干名
- (7) 監査 2名

## (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 事務長は、本会の事務処理を担当する。
- 4 副事務長は、事務長を補佐し事務処理を担当する。
- 5 会計は、本会の会計処理を担当する。
- 6 幹事は、本会の運営と執行にあたる。
- 7 監査は、本会の会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は総会において選出する。

- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は総会、役員会、全体会議とする。

- 2 総会は、年一回会長が召集し、議長は会長が務める。ただし、役員会の議決及び会員の3分の1以上の要求があった場合には臨時に開催しなければならない。
- 3 総会の成立は出席者及び委任状の過半数をもって決定する。
- 4 総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 5 総会に付議する事項は次の通りとする。
  - (1) 事業報告及び決算
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 役員を選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他必要と認めた事項
- 6 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
- 7 全体会議は、役員及び会員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年会費)

第10条 年会費は、会員1人につき3,000円とする。

- 2 年会費は、原則として前払いとする。
- 3 途中入会について、4分の3四半期までの入会は年会費納付とし、残り4分の1四半期での入会は当該年のみ年会費は半額の1,500円とする。

- 4 途中退会時には年会費の返金を行わない。
- 5 年会費は、役員会において改定することができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(補則)

第12条 本会則に定めなき事項については、役員会で決定する。

(付則)

第13条 ボランティア団体栃木めつけの会会則(平成24年11月1日施行)は廃止する。

- 2 この会則は平成26年10月3日より施行する。